

周産期センター面会制限に関する説明書

当院の周産期病棟にはNICU（新生児集中治療室）という低出生体重児や治療を必要とする新生児の集中治療室を有しています。新生児の感染拡大を防止するためにも病棟内への面会者の制限を行っています。流行する感染症により面会がさらに制限されることがあります。感染対策として、面会制限は院内の規定に基づき、流動的に規制されることがあります。また、病棟では不審者の侵入防止のために病棟入り口はオートロックを使用しています。

基本的な面会制限は以下のようになりますのでご協力ください。

1. 入院患者（妊産婦、褥婦）さんと病棟内での面会は、妊産婦さんの配偶者（パートナー）、妊産婦さんまたはその配偶者のご両親、妊産婦さんの実兄弟に限ります。
2. 15歳以下（中学生以下）の方や15歳以上でも上記のご家族以外は病棟内に入れません。妊産婦さんとは待合ロビー（病棟外）で面会は可能です。
3. 新生児との面会は病棟内に限ります。面会できる方は、妊産婦さんの配偶者（パートナー）、妊産婦さんまたはその配偶者のご両親、妊産婦さんの実兄弟に限ります。
15歳以下（中学生以下）の方は新生児と兄弟であっても、ウイルスや細菌に罹患している可能性があり、新生児には面会できません。
4. 上の子がいる経産婦さんは、入院する際は上のお子さんは病棟内に入ることができません。特に配偶者の立ち会い分娩を希望している経産婦さんは、上の子が病院内で一人きりにならないように、配偶者以外の付きそいを用立てる必要があります。又は上の子は預けて入院できるように予め、家庭内でご調整ください。